

平成 28 年度地域別最低賃金改定状況(厚生労働省 HP より)

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	786	(764)	平成 28 年 10 月 1 日
青 森	716	(695)	平成 28 年 10 月 20 日
岩 手	716	(695)	平成 28 年 10 月 5 日
宮 城	748	(726)	平成 28 年 10 月 5 日
秋 田	716	(695)	平成 28 年 10 月 6 日
山 形	717	(696)	平成 28 年 10 月 7 日
福 島	726	(705)	平成 28 年 10 月 1 日
茨 城	771	(747)	平成 28 年 10 月 1 日
栃 木	775	(751)	平成 28 年 10 月 1 日
群 馬	759	(737)	平成 28 年 10 月 6 日
埼 玉	845	(820)	平成 28 年 10 月 1 日
千 葉	842	(817)	平成 28 年 10 月 1 日
東 京	932	(907)	平成 28 年 10 月 1 日
神奈川	930	(905)	平成 28 年 10 月 1 日
新 潟	753	(731)	平成 28 年 10 月 1 日
富 山	770	(746)	平成 28 年 10 月 1 日
石 川	757	(735)	平成 28 年 10 月 1 日
福 井	754	(732)	平成 28 年 10 月 1 日
山 梨	759	(737)	平成 28 年 10 月 1 日
長 野	770	(746)	平成 28 年 10 月 1 日
岐 阜	776	(754)	平成 28 年 10 月 1 日
静 岡	807	(783)	平成 28 年 10 月 5 日
愛 知	845	(820)	平成 28 年 10 月 1 日
三 重	795	(771)	平成 28 年 10 月 1 日
滋 賀	788	(764)	平成 28 年 10 月 6 日
京 都	831	(807)	平成 28 年 10 月 2 日
大 阪	883	(858)	平成 28 年 10 月 1 日
兵 庫	819	(794)	平成 28 年 10 月 1 日
奈 良	762	(740)	平成 28 年 10 月 6 日
和歌山	753	(731)	平成 28 年 10 月 1 日
鳥 取	715	(693)	平成 28 年 10 月 12 日
鳥 根	718	(696)	平成 28 年 10 月 1 日
岡 山	757	(735)	平成 28 年 10 月 1 日
広 島	793	(769)	平成 28 年 10 月 1 日

山 口	753	(731)	平成 28 年 10 月 1 日
徳 島	716	(695)	平成 28 年 10 月 1 日
香 川	742	(719)	平成 28 年 10 月 1 日
愛 媛	717	(696)	平成 28 年 10 月 1 日
高 知	715	(693)	平成 28 年 10 月 16 日
福 岡	765	(743)	平成 28 年 10 月 1 日
佐 賀	715	(694)	平成 28 年 10 月 2 日
長 崎	715	(694)	平成 28 年 10 月 6 日
熊 本	715	(694)	平成 28 年 10 月 1 日
大 分	715	(694)	平成 28 年 10 月 1 日
宮 崎	714	(693)	平成 28 年 10 月 1 日
鹿 児 島	715	(694)	平成 28 年 10 月 1 日
沖 縄	714	(693)	平成 28 年 10 月 1 日
全国加重平均額	823	(798)	—